

産業用ロボット教示等業務特別教育

労働安全衛生関係法令の規定により、産業用ロボットの教示等の業務を行う者について、事業者が特別教育を実施することが義務付けられております。(労働安全衛生法第 59 条、労働安全衛生規則 36 条第 31 号、安全衛生特別教育規定第 18 条)

当連合会では、事業者に替って産業用ロボットの教示等の業務に係る特別教育を実施しています。

講習期間・会場・受講定員・受講費用

「[受講の申込](#)」にてご確認ください。

講習科目及び時間

科目	時間
【学科】関係法令	1 時間
【学科】産業用ロボットに関する知識	2 時間
【学科】産業用ロボットの教示等の作業に関する知識	4 時間
【実技】産業用ロボットの操作の方法	1 時間
【実技】産業用ロボットの教示等の作業の方法	2 時間

申込方法

「講習申込方法」にしたがって、お申込みください。